

**平成 29 年 9 月 1 日（金）から**  
**無期転換ルール特別相談窓口を開設します！**  
**働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！**

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

無期転換ルールを避けようとして不適切な取り扱いが行われないか心配です。

無期転換の申込みは「いつ」「誰に」「どのように」申し込めばよいのですか？ 口頭でも申込みはできますか？



無期転換ルールへの対応は具体的に何をすればよいのだろう。

無期転換した労働者の労働条件はどのように定めればよいのだろう。

**千葉労働局 無期転換ルール特別相談窓口**

**千葉労働局雇用環境・均等室**

受付時間 9時30分～17時00分 月曜日～金曜日（祝日除く）

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。時間に余裕を持ってお電話またはご来庁ください。

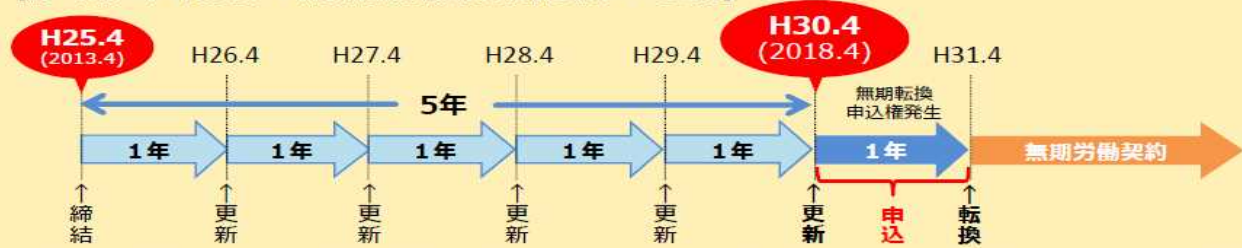
電話番号 043-221-2307

所在地 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎1階

**無期転換ルールとは？**

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

**対象となる労働者**

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

**【お問い合わせ先】**

千葉労働局雇用環境・均等室

電話：043-221-2307 FAX：043-221-2308